第六条を次のように改める。

（新型インフルエンザ等緊急事態の要件）

第六条　法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、都道府県における感染症患者等の発生の状況、感染症患者等のうち新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない者の発生の状況その他の新型インフルエンザ等の発生の状況を踏まえ、一の都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等の感染が拡大し、又はまん延していると認められる場合であって、当該感染の拡大又はまん延により医療の提供に支障が生じている都道府県があると認められるときに該当することとする。

第十二条中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止

第十二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号中「整理」の下に「及び誘導」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第十八条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法第三十一条の三の規定による処分　当該処分を行った都道府県知事

第二十三条第一項第一号中「第四十八条第一項」を「第三十一条の二第一項」に改める。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第三条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の四中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する」を削り、「の発生」を「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生」に改める。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令の一部改正）

第四条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国有財産の貸付料等に係る債権の履行期限の延長についての臨時特例に関する政令（令和二年政令第百七十二号）の一部を次のように改正する。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附　則

この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　萩生田光一